

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取縣公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起が休日に当  
たるとときは、そ  
の翌日)

## 看護学内訳

科 目	講義 時間	実習 時間	合 計	備 考
看護学総論	一一五〇	二一〇	三六〇	
看護概論	六〇	九〇	一五〇	
成人看護技術	四九五	一、一七〇	六六五	看護史及び看護倫理を含む。
成人看護概論	三〇	九〇	一八〇	
成人保健	六〇	一二〇	一八〇	
内科疾患と看護	四〇五	一、一七〇	六六五	
精神科疾患と看護	一三五	一、一七〇	六六五	
整形外科疾患と看護	四五	一、一七〇	六六五	
皮膚科疾患と看護	九〇	一、一七〇	六六五	
泌尿疾患と看護	三三〇	一、一七〇	六六五	
婦人科疾患と看護	九〇	一、一七〇	六六五	
眼科疾患と看護	九〇	一、一七〇	六六五	
耳鼻咽喉科疾患と看護	九〇	一、一七〇	六六五	
小児保健所等実習	一五	一五	三〇	
小児看護概論	一五	一五	三〇	
小児保健	一五	一五	三〇	
小児疾患と看護	一五	一五	三〇	
小児保健所等実習を含む。	一八〇	一八〇	三六〇	

母性看護学	一三〇	二一〇	三三〇
母性看護概論	一五	七五	一五
母性保健	三〇	二一〇	三一五
母性疾患と看護	八八五	一、七七〇	二、六五五

母性看護学	一三〇	二一〇	三三〇
母性看護概論	一五	七五	一五
母性保健	三〇	二一〇	三一五
母性疾患と看護	八八五	一、七七〇	二、六五五

む。保健所等実習を含む。

備考 保健所における実習は、全体を通じて六〇時間を標準として実施するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に鳥取県立鳥取高等看護学院に在学している学生に係る教育の内容については、この規則による改正後の別表の鳥取県立鳥取高等看護学院の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号  
鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中

建 築 課

鳥取市に所在する県営住宅の使用料の  
収納に関する事務

財 政 課

証紙徴収の方法により徴収する自動車  
税の額に相当する現金の納付があつた  
場合の当該現金の収納に関する事務  
鳥取市に所在する県営住宅の使用料の  
収納に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

**鳥取県告示第二百二十九号**  
昭和三十七年十月鳥取県告示第五百七十四号（市町村別民生委員定数について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中「米子市 一四六」を「米子市 一五九」に、「岸本町 一七」に改める。

「三七」を「岸本町 一七」に改める。